

みなさん こんにちは、中村です。ゴールデンウィークを楽しくお過ごしのことと思います。この連休明けに議論が本格化する政府系金融改革ですが、八つの機関を統廃合・民営化し、一機関だけを公営のまま残す方針のようです。私たちに関係の深い国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等は「中小企業向け金融」に統合した上で民営化する案が浮上しています。経済財政諮問会議では民業を圧迫するような業務を段階的に縮小する方針を打ち出していたが、民間金融機関が不良債権処理に追われて、中小企業向けに十分な融資ができないとして先送りしていました。はたして、この金融改革で我々を十分に満足させる融資が可能になるのか、期待したいですね。

個人情報保護法施行される



この 4 月 1 日から、「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。

これは近年問題になっている、顧客データなどの漏洩・盗難等が頻発し、不当な手段によって得たデータが悪用されるのを未然に防ぐため、当該データを一定量以上保有する企業等に対し、必要な義務を定めたものです。

「個人情報」= 顧客情報のほか、社員その他人事情報に関するデータを含みます。また、一見氏名の明記されていない、ID、メールアドレス、遺伝子情報等のようなものでも、照合すれば本人特定が可能な符号類も個人情報に該当します。

「個人情報取扱事業者」= この法律の規制対象となるものは、過去 6 か月以上継続して 5,000 人以上の個人データ保有している企業、団体、私立病院・学校、NPO 法人、同窓会等です。

国、独立行政法人など、公の機関が保有する個人データについては、各機関ごとの保有する個人情報保護法が別途制定されています

主務大臣は、個人情報漏洩もしくは不正な手段で個人情報を取得した、もしくはこれらのおそれのある企業等に対し、程度の軽い順から、報告徴収・助言・勧告・命令・緊急命令などの行政指導を行うことができます。

【罰則】改善がなされない場合または虚偽の報告をした場合、6 か月以下の懲役もしくは 30 万円以下の罰金。

事業者は、個人情報の取得に際し、提供者に対しその利用目的を明示する必要があります。(名簿の作成、DM での新商品案内など) 取得情報は、提供者の承諾なくその目的以外に利用してはなりません。

個人情報の取扱方針を企業で定め、開示して(自社 HP など) おくとよいでしょう。(モデル文例等お問い合わせ下さい)

【こんなケースは要注意!!】: ほんの一例です

- ・古い名簿を裁断せずそのままゴミに出してしまった
- ・中古パソコンのデータ消去不完全のまま廃棄
- ・多数の相手方にメールを送るとき Bcc にしなかった (知らない人に顧客のアドレスが通知されてしまった)

(中山)

シリーズ建設業 Q & A

Q、 当社は、建設業許可の看板(標識)を掲げていないのですが、必ず掲げなければいけないのですか？

A、 建設業法第 40 条に「建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別、その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。」とあり、標識を掲げることが義務づけられています。

これは、建設業法による許可を受けた適法な業者であることを対外的に明らかにさせようとする趣旨によるものです。

なお、建設業法施行規則には、標識の記載事項の他に、その大きさについても「縦 35 cm 以上、横 40 cm 以上」と定められています。

(山中)

レンタルとリースの違いとは？

最近では、いろいろな物が借りられ、自動車はもちろん、パソコン、クーラー、テレビなどの家電、絵画などのインテリア、それにペットまで、日常生活で借りられない物はないのではないと思われるほどです。

さて、いざ借りるといっても、「レンタル」と「リース」という形態がありますがどう違うのでしょうか。

「レンタル」は、品物をレンタル会社が所有していて、それを個人や会社が必要なものを選んで借りるという仕組みになっており、レンタルビデオや引越し用のトラックなど比較的短期間の契約で気軽に借りることができ、基本的に中途解約ができるものをさします。

一方「リース」は、借りる側がリース料を支払う代わりに、リース会社が品物を購入し、リース期間中にその代金を回収するシステムで、原則として中途解約はできず、解約する場合は残りのリース料を違約金として支払わなくてはなりません。リース料の総額はたいてい購入するより多くなりますが、毎月リース料として経費で支払ったほうが、法定耐用年数に従って減価償却するより税務上有利になりやすい。購入すれば一括支払いとなる代金が実質的に分割払いになる。所有に伴う固定資産税等の事務処理をしなくてもよい。といった三大メリットがあるため、会社ではリースを活用することが多いのです。その逆に個人の場合は、「リース」のメリットがないため「レンタル」がおおくなるのです。(佐藤)